

街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子供への声掛け事案、その他地域の身近で起きる犯罪等を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、自主防犯活動を推進する自治会等が街頭防犯カメラを設置するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助金交付申請者等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）、申請の要件及び防犯カメラの性能等は、別表のとおりとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

防犯カメラ（録画装置、付属品を含む。）の購入及び設置費用、防犯カメラの設置を示すプレート（防犯カメラの設置効果を高めるための広報用看板等を含む。）等の購入及び設置費用とし、維持管理費や地代及び占用料を除く。

(2) 補助率

補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(3) 補助の上限

補助金の額は、補助事業を行う1つの組織、組合又は団体につき20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

ア 街頭防犯カメラの設置に要する費用の見積書(写)

イ 街頭防犯カメラの設置場所図面（付近見取図含む）及び防犯カメラの概要図面並びにカタログ等

ウ 街頭防犯カメラの設置場所の現況写真

エ 街頭防犯カメラ設置場所における所有者の設置同意書等

オ 街頭防犯カメラを設置することについて必要である道路交通法その他の法令に基づく許可等を受けた場合にあっては、当該許可等を受けたことを証する書類(写)

カ 街頭防犯カメラの設置に係る執行計画表

キ 申請団体等の規約及び役員名簿

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付

すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

- 3 第1項の規定による申請書を提出するに当たって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 知事は、第1項の補助金の交付の申請を受理した後において、必要に応じて現地調査等を行うものとし、申請者は、当該現地調査等に協力しなければならない。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、街頭防犯カメラ設置支援事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、街頭防犯カメラ設置支援事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- （5）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- （6）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（5年）を経過している場合は、この限りでない。
- （7）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- （8）財産のうち、1件当たりの取得価格が20万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（5年）を経過している場合は、この限りでない。
- （9）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (10) 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 第12条に規定する実績報告書を提出するまでに、大分県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、街頭防犯カメラの運用に関する基準を定めるとともに、防犯カメラの設置場所に、街頭防犯カメラを設置している旨及び当該街頭防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を表示するなど必要な措置を講ずること。
- (13) 街頭防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うこと。
- (14) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、街頭防犯カメラ設置支援事業補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の20パーセント以内の減少、場所・構造・規模・工法・機械種類の変更以外の変更等）
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付決定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第8条 補助事業に着手し、又は補助事業が完了したときは、遅滞なく次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 着手した時
- ア 街頭防犯カメラ設置支援事業着手届（第8号様式）
 - イ 契約書の写し
- (2) 完了した時
- ア 街頭防犯カメラ設置支援事業完了届（第9号様式）
 - イ 完了確認検査調書（第10号様式）

（事業の完了確認検査）

第9条 知事は、前条の規定により補助事業完了届を受理したときは、速やかに当該事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との適合について、完了確認検査を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金交付請求書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、街頭防犯カメラ設置支援事業実績報告書(第12号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第13号様式)
- (2) 収支精算書(第14号様式)
- (3) 街頭防犯カメラの設置に係る領収書(写)又は請求書(写)
- (4) 街頭防犯カメラの設置場所図面(付近見取図含む)
- (5) 街頭防犯カメラ設置後の現況写真(カメラ、録画装置、設置表示プレート等)
- (6) 撮影された画像
- (7) 財産管理台帳(写)
- (8) 街頭防犯カメラの管理規定

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第13条の規定による通知は、街頭防犯カメラ設置支援事業費補助金の額の確定通知書(第15号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から適用する。

別表 補助事業及び申請者等

<p>1 補助事業</p>	<p>新たに街頭防犯カメラを設置する事業であって、次の各号に該当する事業</p> <p>(1) 大分県内に設置されるものであること。</p> <p>(2) 子供・女性に対する犯罪や声かけ事案、その他地域住民の身近で起きる犯罪や地域住民が不安に感じる事案の発生を防止する目的で設置されるものであること。</p> <p>(3) 特定の場所に継続的に設置する街頭防犯カメラであって、通学路などの道路、公園などの子供の遊び場周辺等不特定多数の者が利用する場所を撮影し、録画機能があるものであること。</p>
<p>2 申請者</p>	<p>防犯カメラを設置することにより、地域の防犯活動に取り組もうとする自治組織、学校PTA、組合又は団体。</p> <p>(ただし、^(注)過去に県警が実施した防犯カメラ事業で補助金の交付を受けた団体からの申請は可能であるが、同事業により設置した防犯カメラ付近への新たな設置（別の団体名等での申請を含む。）及び故障した防犯カメラの買い替えや修理等は不可。</p>
<p>3 申請の要件</p>	<p>(1) 申請者は、街頭防犯カメラを設置することについて、当該設置場所の所有者の同意（当該設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の同意）を得たものとする。</p> <p>(2) 申請者は、街頭防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあっては、当該許可等を受けたものとする。</p>
<p>4 防犯カメラの性能等</p>	<p>防犯カメラ及び録画装置は、次の性能を満たすものとする。</p> <p>(1) 防犯カメラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効画素数：約200万画素以上 ・防水、防塵基準：IP66以上 <p>(2) 録画装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・録画日数：7日間以上

(注) 過去に県警が実施した防犯カメラ事業とは、平成26年度から平成28年度に実施した「大分県街頭防犯カメラ設置支援事業」、平成29年度から令和元年度に実施した「子供見守り街頭防犯カメラ設置促進事業」及び令和3年度から令和5年度に実施した地域見守り力向上（防犯カメラ設置）事業をいう。